

鎌倉市相談支援包括化推進業務委託公募型プロポーザル

質問票に対する回答

番号	質問事項	回答
1	<p>1 委託契約仕様書「9 その他(4)」について (1)業務履行の中止が決定された場合、必要に応じて原状回復をするものとしていますが、実務的には、継続している協議や支援を一時休止・停止することになると考えますが、原状回復するものとはどのようなことが想定されますか。</p>	<p>仕様書9 その他(4)アのとおり、新型コロナウイルスの影響により、発注者が業務の中止を決定したときは、必要に応じて原状回復をするものとしています。これは、業務履行において、行政施設を活用した活動を行った場合等で、必要がある場合において原状回復を行うことを想定しており、継続している協議や支援等の一時停止・停止等の方法については、9 その他(2)のとおり、双方協議して定めることとなります。</p>
2	<p>1 委託契約仕様書「9 その他(4)」について (2)業務を中止した場合の委託料について、推進員等人件費や施設の賃借料等についても例外でなく一律の扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>仕様書9 その他(4)イのとおり、新型コロナウイルスの影響により発注者が業務の中止を決定したときに支払う費用については、推進員等人件費や施設の賃借料等を含め、発注者と受注者とで協議を行った上、支払うものとしています。</p>
3	<p>本委託業務を実施するにあたり、重層的支援体制整備事業に示されている「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「地域づくり事業」については、今後本委託業務とどのように関連付けられるのか、また、どのように実施されるのでしょうか。</p>	<p>「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「地域づくり事業」については、令和4年度において本業務との連携を予定しています。また、実施内容は、令和3年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局長等通知「重層的支援体制整備事業の実施について」において、定められた内容となる予定です。</p>